

## 令和5年度第1回旭川市子ども・子育て審議会 議事概要

### ○開催日時

令和5年8月25日（金） 18:30～20:10

### ○開催場所

旭川市子ども総合相談センター 2階 会議室1, 2

### ○出席委員（13名）

荒木関委員, 貝沼委員, 片桐委員, 楠井委員, 佐々木(一)委員, 佐々木(千)委員, 佐藤(貴)委員, 長島委員, 長野委員, 藤田委員, 松林委員, 吉田(清)委員, 吉田(有)委員

### ○欠席委員（7名）

浅野委員, 入江委員, 小山委員, 佐藤(達)委員, 田中委員, 猫山委員, 梁川委員

### ○事務局（6名）

子育て支援部 浅田部長

子育て支援課 竹内次長, 高橋主幹

子育て企画係 鎌田

子育て助成課 田上課長

こども育成課 宮川課長

## 1 開会

## 2 議事

### (1) 報告事項

《報告事項ア 子ども医療費助成の拡充について》

(A委員)

事務局から説明を。

(事務局)

子ども医療費助成の拡充については、昨年度の第1回審議会で協議いただき、第2回審議会において予算要求に関することで報告したが、その後の予算編成等を経て、令和5年8月1日から実施している拡充内容について報告する。

資料左側の「令和5年7月31日まで」から右側の「令和5年8月1日から」へと制度改正を行い、入院・通院共通となっている。昨年協議いただいた子どもの対象年齢については、中学生までとなっている。なお、資料の表は縦軸が子どもの年齢、横軸が世帯の所得・課税状況を表している。

変更した内容について説明する。

課税世帯のうち所得制限限度額を超えている世帯は、本市からの助成がなかったため未

就学児は医療機関で健康保険適用範囲内分では自己負担として2割、小学生からは3割の負担となっていたが、8月1日の診療分からは市が全額助成する。

次に、課税世帯のうち所得制限限度額以下の世帯は、本市からの助成により0歳から3歳未満の子どもについては、本市が2割を全額助成していたので、今回の制度改正では変更はない。3歳から小学校入学前までは、2割の自己負担のうち、本市が半額を助成し、1割の自己負担となっていた。小学生から中学生までは、3割の自己負担のうち、本市が3分の2を助成していたので、1割の自己負担となっていたが、8月1日から3歳から中学生までの1割も市が助成する。

非課税の世帯は、本市が全額助成をしているため、中学生までは、健康保険適用範囲内の自己負担はなかったため、今回の制度改正による変更はない。

7月31日までの制度内容は、参考で添付した「事業の変遷」の平成30年8月1日に通院分を中学生までに拡充した以降のものである。

8月1日からの制度については、7月31日までは、年齢や世帯の所得・課税状況によって、助成内容が異なっていたため、自己負担も、負担なしから3割負担までとなっていたが、8月1日からは、所得制限を撤廃し、中学生まで全額、本市が助成することとで、一律自己負担がなくなり、利用者や医療機関にとっても分かりやすい制度になっている。

なお、0歳から2歳までなど一部の対象については、引き続き北海道の補助制度、補助率2分の1の対象となっている。それ以外については、国の制度などがなく、全額旭川市の財源により事業を実施している。

ちなみに、7月31日までであれば対象外となっていたが、所得制限の撤廃により、受給者証を交付できている子どもの人数は、8月1日時点で1,087人となっている。その後も申請書が毎日提出されているので、所得制限撤廃により影響があった子どもの人数はもっと多くなっている。なお、申請手続きが遅くなり、受給者証の交付前に医療機関を受診した場合については、一度自己負担分を医療機関にお支払いいただき、受給者証交付後に本市に領収書を添付して申請いただくことで、医療機関にお支払いいただいた自己負担分の償還払いを実施している。

以上が子ども医療費助成制度改正の説明となるが、参考として中核市と周辺8町の子ども医療費助成制度の実施状況を添付したので説明する。

まず、対象年齢は、中核市62市のうち27市で高校生までを対象としており、30市で中学生までを対象、5市で小学生までを対象としている。中には、入院と通院で対象年齢が異なる市があるが、その場合は対象年齢の低い方で整理している。例えば、入院は高校生まで、通院は中学生までとしている市の場合は、中学生までを対象として整理している。

所得制限については、中核市62市のうち51市で所得制限を設けていない。なお、令和5年4月1日時点での制度内容となっているため、旭川市は所得制限ありとなっている。

次に、周辺8町については、対象年齢は、東川町が中学生まで、それ以外の7町は、高校

生までとなっている。所得制限は、全8町とも設けず、自己負担も設けていない。対象年齢に違いはあるが、本市の8月からの制度と同様に無償化を実施している。

最後に、子ども医療費助成制度の今後などについてである。

まずは、令和6年度予算に向けて、令和5年度予算は、8月1日から制度を拡充しており、拡充分の予算は6か月分となっている。これは、診療報酬の請求が2か月遅れであり、例えば8月診療分は10月に請求が来るため、制度は8か月の実施だが予算は6か月分となっている。そのため、来年度予算では、残りの半年分の1億4千万円から1億5千万円程度の要求が必要となる。また、昨年度協議いただいた高校生までの拡充については、子育て支援部としては引き続き予算要求を行っていくが、高校生までの無償化分でこちらも1億4千万円から1億5千万円程度が必要となる想定をしており、財源の確保が大きな課題と考えている。担当課としては、先ほどの他市の状況なども踏まえ、引き続き検討する。また、子どもの医療費助成制度は全国の地方公共団体で実施されてるが、先ほどの他市の実施状況にもあるように地方公共団体間で認定基準や助成範囲が異なり、住む地域によってサービスに格差が生じている。本来であれば、子どもがどこの市町村にいても同等の医療助成を受けられるべきであると考えており、中核市市長会などからも要望があげられているが、子どもの医療費を無償化する制度を国の制度として創設するよう本市としても当該制度の創設について、本市の単独要望などにおいても国への要望を引き続き行っていく。

(A委員)

何か質問・意見はあるか。

(B委員)

受給者証がまだ届かない人がいるようだが、その人たちは来年度も同様に申請をしないと届かないのか。

(事務局)

一度申請をされた方は自動更新となる。今回届いていない方については、申請がされていない場合がほとんどだが、中には所得がはっきりしないため受給者証を交付できない場合もある。

(A委員)

他に、何かあるか。

なければ、本事項については、報告を受けたこととする。

《報告事項イ 旭川市給付型奨学金（大学等）の新設について》

(A委員)

事務局から説明を。

(事務局)

こちら昨年度の第1回審議会で協議、第2回審議会で予算要求に関する事で報告したが、予算編成等を経て、今年度から実施する「大学等に在学する者に係る給付型奨学金」について説明する。

こちらの給付型奨学金は、今年度から開始するものであり、所得要件や成績要件を設け、大学、専門学校に入学する、在学している学生に返済不要で給付するものである。

まずは、支給対象となる学生等の要件について説明する。

資料については、令和5年度の募集の場合で記載している。

一つ目の要件は、令和6年度に大学や専門学校に入学する学生、高専の4年生に進学する学生であること。

二つ目の要件は、生計維持者が令和5年1月1日の時点で旭川市に住所を有していること。両親がいる場合は、父母のどちらかが旭川市に住所を有していること。

三つ目の要件は、生計維持者が生活保護を受給している場合、令和6年度において、申請する学生等に係る高等学校等就学費を受給していないこと。

四つ目の要件は、申請日において、学生や生計維持者に本市の育英事業の貸付金に係る滞納がないこと。

五つ目の要件は、申請日において、学生や生計維持者に市税の滞納がないこと。

六つ目の要件は、生計維持者、両親がいる場合は、父母の令和5年度の道市民税の税額控除前の所得割額を合算した額が25万7,500円未満であること。この額は、目安としては、両親の一方が働いていて、中学生、高校生の4人家族の場合という条件付きで年収590万円程度となる。ちなみに、これは、高等学校等就学支援金の私立学校等の加算を受けることができる年収を参考としている。

七つ目の要件は、申請日において、市内若しくは近隣8町高校等に在学していること又は通信制課程に在学していることとし、原則、現役生を対象としている。

八つ目の要件は、学業が優秀で性行が善良であること。学業が優秀の判断は、奨学生等選考委員会の意見を踏まえ、1年生から3年生の前期、1学期までの成績で評定平均が5段階で4.3以上とした。

大学生等への給付型奨学金としては、給付する時期により「入学準備金」と「奨学金」があり、「入学準備金」は高校3年生の時に支給するものである。こちらは、自宅から通学する場合は30万円、自宅外から通学する場合は50万円を給付する。「奨学金」は大学2年生から4年生時の6月・12月に5万円ずつ、年額10万円を給付する。支給する総額としては、大学4年生までであれば、自宅から通学する場合は合計60万円、自宅外から通学する場合は、合計80万円の給付となる。令和5年度の予算としては、100人分を計上して

いる。また、資料にはないが、学生等が休学したときは、その期間中、給付型奨学金の支給を休止する。学生等が留年・退学した際には支給を廃止する。なお、生計維持者が本市に住所を有しなくなったときや、育英事業の貸付けに係る滞納が認められたときなども、支給を廃止する場合がある。

続いて、本給付型奨学金のスケジュールについて説明する。

本年7月に高校や中学校の校長などが委員となっている選考委員会において、選考基準などの選考方法を決定いただいた。その後、市内や近隣8町の高校に奨学金の案内のチラシの配付や、様々な広告媒体で周知を図っている。受付期間は、9月1日から10月20日までとしている。受付後、11月には選考委員会を開催し、選考委員会の意見を基に100名の奨学生を選考する。12月には選考結果を申請者に通知し、大学等への入学が決まった学生へ必要な書類等の提出後に順次、入学準備金を支給する。なお、奨学金の支給期間において、毎年4月から5月に支給要件の確認のために在学証明書の提出を求める。スケジュールについては以上となる。

育英事業については、大変ありがたいことに多くの方から毎年寄附をいただいているため、寄附者の意に沿うようにも、旭川市の子どもたちが努力しているにもかかわらず経済的な理由により進学等を諦めることがないよう取り組んでいく。

(A委員)

何か質問・意見はあるか。

(C委員)

いくつか質問したい。

一つ目は、現在大学に在学中の学生についても支給対象となるのか。

(事務局)

今年度については、高校3年生が対象となり、大学生についてはない。

(C委員)

次年度以降はどうなるのか。

(事務局)

基本的に新規申請は高校3年生しか対象とにならない。

(C委員)

大学の学業成績は問われないのか。

(事務局)

申請時の学業成績は選考基準とするが、大学進学後の学業成績については確認しない。

(D委員)

社会的養護の子どもについては、奨学金の対象となるのか。

(事務局)

基本的には対象となる。生計維持者が他にいなければ本人が生計維持者として申請を受け付けることを想定している。

(D委員)

保護者が旭川市に住所がなくても子どもが市内又は近隣8町に所在する高等学校に在学していれば対象となるのか。

(事務局)

基本的には生計維持者が旭川市に住所を有していることが条件となる。

(D委員)

対象となる子どもがいれば個別に相談させていただく。

(A委員)

他に、何かあるか。

なければ、本事項については、報告を受けたこととする。

《報告事項ウ「旭川市の保育と市立保育所の在り方」の推進について》

(A委員)

事務局から説明を。

(事務局)

「旭川市の保育と市立保育所の在り方」については、昨年5月に策定し、本市の保育全体を見渡した上で今後必要な保育、あるいは市立保育所の在り方について検討し、市立保育所と行政保育士の役割についてまとめたものである。

策定に当たっては、本審議会に部会を設置し、令和2年度に調査・審議をいただいた経過がある。

はじめに、資料「1 保育センター（仮称）の取組及び組織等の概要」である。

在り方の方針の中では、市立保育所の役割あるいは行政保育士の関わり方など、保育全体

を見渡した上で、保育を必要とする全ての子どもが可能な限り希望する施設において保育を受けられる環境を実現するという大きな柱を持っている。そのために関連する事業あるいは民間事業者に対する取組を行う保育センターを設置し、そこを中心に進めていくというのが、一つの内容である。保育センターの組織としては、事業部門と保育部門を持つこととしている。事業部門については、主に民間事業者に対して様々な形で特別支援保育あるいは医療的ケア児の受入れの促進に向けて関連する取組を進めていく。保育部門については、現行は市立保育所が三つあるが、そのうちの一つを認可保育所として継続し医療的ケア児を含めて対応ができるような取組を進めていく。保育センターの設置場所については、現在の神楽保育所に設置することを想定している。

続いて、資料「2 市立新旭川保育所閉所及び閉所時期」についてである。新旭川保育所については、地域の保育ニーズが新旭川保育所を閉所しても近隣の施設で対応できる時期として、令和6年度末をもって閉所を検討する旨の整理をしている。昨年5月に在り方の方針を策定してから本年4月1日の状況も分析した結果、市としては在り方の方針で整理した令和6年度末をもって閉所するという方針を変更する理由がないため、そのような判断をした。保育所の廃止については議会へ条例を提出することになるが、条例の提案時期については現在調整中である。

続いて、資料「3 市立近文保育所及び市立神楽保育所の民間移譲に係る課題等のまとめ」である。三つの市立保育所のうち近文保育所と神楽保育所については、地域的に保育ニーズがかなり見込まれるため、いずれかの施設を民間移譲し、民間移譲しない施設を保育センターとして設置することを在り方に記載している。そのため、本年1月から2月にかけてサウンディング型市場調査を実施し、民間事業者の目線で保育所を運営する場合の課題あるいは魅力や可能性についてヒアリング調査を行った。概要としては、近文保育所は6事業者、神楽保育所は12事業者がヒアリングに参加した。事業者から示された内容の整理及び検討については、近文保育所については、施設の老朽化を課題としてあげる事業者が多かったが、一方で、近隣に保育所が少ないことから他の事業者と競合せずに事業の継続性が見込まれるといった意見があった。神楽保育所については、公園の中に保育所があるため非常に立地環境が良く、中心部にも近いため、保育所として事業の継続性が見込まれるといった意見があった。課題としては、神楽保育所の建物は高齢者福祉施設との複合施設になっているため、例えば、高齢者福祉施設と保育所との間にホールがあるが、ホールの使用方法について、どちらかが行事を行うときは話し合いで全面的に使えるようにする必要があるなど、保育所として事業を継続していくには複合施設ならではの課題も事業者は感じていた。また、同じ建物であるため機械室が一箇所しかなく、これから築年数が経過し、機械室の更新や改修が必要となったときに費用負担をどうするのか、あるいは、複合施設であるため売却なのか貸付となるのか、それらを解決する方法を見いだしたとしても民間事業者が運営する中では、一定程度の制約が残るという整理をしている。一方、近文保育所については、老朽化という部分では国の補助メニューで建て替えのメニューが残っている。この制度が使える範

困では、建替えという対応策がとれると見込んでいる。

これらを整理した結果、市としては近文保育所が民間移譲の可能性が高いという判断をしている。これから民間移譲に向けた検討を進めていく。例えば、公募に向けた条件設定や事業者の選定という作業があるが、検討を始めた段階であるため、現時点では、何も決定はしていない状況である。

(A委員)

何か質問・意見はあるか。

少子化や施設の老朽化もある。市立保育士の能力を考えても保育センターを設置し、全市的な保育の質の底上げに寄与していくと思うので、頑張ってください。

それでは、本事項については、報告を受けたこととする。

### 3 その他

《その他ア 旭川市子ども・子育て審議会部会の見直しについて》

(A委員)

事務局から説明を。

(事務局)

令和5年8月現在、「青少年施策に関する専門部会」、「児童福祉施設等整備部会」、「就学前教育及び保育についての各種基準の見直しに関する専門部会」を常設で設置している。その他、これまでには、「第2期旭川市子ども・子育てプラン策定専門部会」や「保育と市立保育所の在り方検討部会」など必要に応じて部会を設置してきた。部会の設置については、条例で「必要に応じて、審議会に部会を設置することができる」と定められ、規則で「部会は委員及び臨時委員のうちから会長が指名する者で組織する」と定められている。常設の「児童福祉施設等整備部会」と「就学前教育及び保育についての各種基準の見直しに関する専門部会」については、現在の状況を踏まえて見直しを検討したいと考えており、あわせて、子育て支援部全体の業務を踏まえて審議会部会全体の見直しを令和6年度の改選期に向けて検討したいと考えている。

(A委員)

何か質問・意見はあるか。

適材適所で審議を進める体制をつくるということかと思う。来年度改選の委員からの見直しということでイメージが付きにくいかもしれないが、そのような形で進めていきたいという説明だった。

それでは、本事項については、報告を受けたこととする。



《その他イ こども未来戦略方針について》

(A委員)

事務局から説明を。

(事務局)

令和5年6月13日付けで「こども未来戦略方針」が政府から発出されたため、主な内容について、説明する。

全国的に少子化のスピードが加速しており、若者の人口が急激に減少する2030年代に入るまでが少子化の状況を反転させることができるかどうかの重要な分岐点とされ、それまでに少子化のトレンドを反転できなければ、人口減少にストップをかけることができなくなり、持続的な経済成長の達成は困難となるとされ、その期限が2030年であるとされている。

「こども未来戦略方針」では、こども・子育て政策の課題として、少子化の背景には、経済的な不安定さや出会いの機会の減少、仕事と子育ての両立の難しさ、家事・育児の負担が依然として女性に偏っている状況、子育ての孤立感や負担感、子育てや教育に係る費用負担など、個々人の結婚、妊娠・出産、子育ての希望の実現を阻む様々な要因が複雑に絡み合っており、この絡み合っている要因をほどいていく課題について、「若い世代が結婚・子育ての将来展望を描けない」、「子育てしづらい社会環境や子育てと両立しにくい職場環境がある」、「子育ての経済的・精神的負担感や子育て世帯の不公平感が存在する」の三点が示されている。

また、我々が目指すべき社会の実現の観点から三つの基本理念が示されており、一つ目は、「若い世代の所得を増やす」、二つ目は、「社会全体の構造・意識を変える」、三つ目は「全てのこども・子育て世帯を切れ目なく支援する」である。

具体的な施策の一例としては、「ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化や若い世代の所得向上に向けた取組」として、児童手当の拡充が示されている。拡充内容としては、所得制限の撤廃、支給期間を高校生年代まで延長、第3子以降の支給額を3万円とするとされている。また、出産等の経済的負担の軽減として、現在、母子健康手帳交付後に5万円、出産後に5万円を支給している出産・子育て応援交付金の制度化の検討や妊娠期からの伴走型相談支援を着実に実施すること、出産育児一時金の大幅な引上げ、出産費用の保険適用の導入が示されている。その他、「高等教育の負担軽減」や「子育て世帯に対する住宅支援の強化」などが示されている。

続いて、「全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充」として、伴走型支援と産前・産後ケアの拡充が示されている。また、全ての子育て家庭を対象とした保育の拡充として、月一定時間までの利用可能枠の中で就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付「こども誰でも通園制度（仮称）」の創設が示されている。

以上、「こども未来戦略方針」の概要の主な内容である。なお、「こども未来戦略方針」に

については、こども基本法に基づき今後定められる「こども大綱」とあいまって、少子化対策実現に向けて取り組むべき政策強化の基本方向を取りまとめたものであり、今後3年間の集中取組期間において実施すべき「加速化プラン」の具体的な内容については、今後示される見込みである。本市としても、国の動向などを注視し対応していきたいと考えている

(A委員)

先日発表された「こども未来戦略方針」についてであるが、経済成長の実現と少子化対策を車の両輪としながら、かつ、こども家庭庁の予算を5割ほど増して3兆円半ばの規模でスピード感を持って国が真剣に子育てに関して取り組んでいくという姿勢が現れていると思う。その中で三つの柱があり、若い世代の所得を増やすこと、社会全体の構造・意識を変えること、そして最後がライフステージに応じて切れ目なく支援するというものを中心として進めていくという内容と捉えている。

何か質問・意見はあるか。

具体的な内容については、これから示されてくると思う。次年度以降の旭川市のプラン等にも生かしていくことになるため、資料は分厚いがこども基本法やこども家庭庁の概略についても添付されており、今後、審議会に関わる部分も多いため目を通していただきたい。

それでは、本事項については、報告を受けたこととする。

《その他ウ 子ども・子育てプランの改定、こども計画の策定について》

(A委員)

事務局から説明を。

(事務局)

現在、令和6年度までを計画期間とする「第2期子ども・子育てプラン」の推進期間であるが、今年度新たに施行されたこども基本法に基づき、今後、市町村こども計画の策定も検討していくこととなる。そこで、現行の子ども・子育てプランの改定と、新たな市町村こども計画の策定に向けての、現状の国の動向や本市の考え方について説明する。

まず、現行の子ども・子育てプランについては、令和6年度までの計画期間であり、令和7年度から新たな計画期間に入ることから、改定に向けた作業を今年度から予定している。特に、昨年度は計画期間の中間年に当たることから、中間見直しの実施対象年度であったが、新型コロナウイルスの影響や、児童福祉法の改正、こども基本法の制定、こども家庭庁の新設など、子育て施策に係る国の新たな動向も踏まえ、見直しを見送ったところであり、今年度も状況的には同様の状況にあることから、中間見直しは行わず、次期プラン策定に向けて作業を進めていく予定である。

次期プランの策定に当たっては、プランの内容に含む市町村子ども・子育て支援事業計画に関してニーズ調査の実施が求められており、本年度はこのニーズ調査の実施を行う予定

である。ニーズ調査の実施に当たっては、国から示される手引きなども参考に行ってきており、この手引きが9月には示されるとの情報もあるため、そうした情報を注視しながら準備を進めている。

次に、新たに策定を検討する市町村こども計画と現行の子ども・子育てプランとの関係について、資料にまとめている。市町村こども計画は、こども基本法に基づき国が策定するこども大綱、そのこども大綱を受けて北海道が策定する北海道こども計画、それらを踏まえ市町村でも策定が求められるもの。この新たな計画は、既存のこども施策に係る計画と一体で策定することが推奨されており、具体的には、本市の子ども・子育てプランが包含する個別計画と対象が一致する部分が多いことから、プランと一体で策定するのが望ましいと考えている。

今後の策定の方針については、新たなこども計画と次期子ども・子育てプランを一体の計画として策定することとし、その時期については、現行プランの計画期間を踏まえると、令和7年度から開始が望ましいが、一方で、国や道の計画の発出のタイミングにもよるところがあると考えられるため、動向を注視しながら策定準備を進めていきたいと考えている。

こうした考えのもと、現在の状況であるが、まずは、この計画策定作業に当たり国の方針や動向を注視している事項が四点ある。

一つ目は、国のこども大綱の策定期間、二つ目は、北海道の計画の策定期間である。三つ目は、先ほど説明のニーズ調査実施準備に当たり、手引きの発出、四つ目として、基本指針の改定内容がある。今後、これらが示される時期を踏まえながら、計画策定作業のスケジュールを検討していくが、その段階では計画に盛り込む要素や、ボリューム感、施策の位置付けなど、具体的な部分も明らかになると思われる。その際には、改めてこの審議会に内容を報告するとともに、策定に向けての諸々の課題の協議や、必要に応じて部会の設置などを相談させていただきたい。

最後に現行のプランの総括・評価についてである。

これまで、プランの進捗についての報告という意味では毎年「旭川市の子ども・子育て環境の現状と取組の方向性について」という報告書を策定してきた。こちらは例年、8月に発行してきたが、昨年度は11月の発行であった。今回、資料として令和5年度版を「暫定版」として付けたが、先ほど説明した新たな計画の策定作業に当たっては、現行の計画の総括と評価が必要になる。今後、新計画の策定作業を開始する場合には、同時に現行プランの総括を行うが、その場合には、この資料の報告よりも、密度の濃い分析や評価が必要と考えている。仮に、この後、順調に国の大綱や道の計画が発出され、本市の作業も速やかに進めていく状況になれば、この現行プランの総括・評価にもすぐに取り掛かる予定であり、その場合、年度内に2つの報告書ができる可能性もあることから、こちらの「旭川市の子ども・子育て環境の現状と取組の方向性について」を一旦暫定版としておき、昨年と同じ11月くらいまで状況を見て、その取扱いを確定したいと考えている。

(A委員)

現時点では、不確定要素が多いため、すぐに取りかかることはできないが、これまでの活動の評価もしながら新しい計画に織り込んでいきたいという趣旨だったと思う。

何か質問・意見はあるか。

暫定版で分厚い資料でもあるため、なかなか難しいかと思うが、何か気が付いた点があれば子育て支援課に連絡していただきたい。

(B委員)

新規高校卒業者の就職内定率は99.3%と高いが、不登校やいじめ、特別支援の子どもたちの就職や進路についてデータはあるのか。

(事務局)

この資料については、ハローワークからの出典であり、詳細については分かりかねる。

(B委員)

不登校の子どもたちが増えているという実感がある。その子どもたちが成長したときにどうなったのか小児科としては分からないため、そういった資料があればありがたい。

(A委員)

学校教育部や道教委では、追跡調査しているのか確認をされてはどうか。調査自体されていないのであれば追えないが、あれば参考になる。

(事務局)

この資料については、新規高校卒業者であるため不登校であっても卒業した場合は対象となるが、中途退学した場合は対象とならないと思われる。不登校については、増加しており、そうした子どもたちが退学したから分からないということにはならない。例えば、ヤングケアラーの問題についても、20歳、30歳になってもそうした状態が続いていることもあるため、今後の課題として、子育て支援部で全ての情報は把握していないが、個々のケースについては対応していかなければならない。今後、学校教育部や道教委とも連携していかなければならないという認識である。

(E委員)

子どもの貧困に係る生活の実態として平成29年度に実施されたアンケート調査の対象年齢は分かるか。

(事務局)

調査対象については、小学2年生の保護者、小学5年生とその保護者、中学2年生とその保護者、高校2年生とその保護者である。

(E委員)

学習状況については、中学3年生を対象とした方が、進学のために塾に通う子どもと通わない子どもなど、年収によって「授業の理解度」が変わるのが分かりやすいのではないかと。また、資料も平成29年度と古く、コロナ禍により経済状況も変わっている。貧困イコール授業を理解できないと結び付けるには、早いのではないかと思う。

(事務局)

年収が高い世帯の子どもほど「授業の理解度」「自分の成績」に肯定的な回答が多いという傾向が現れたということである。

(E委員)

コロナ禍で変わった生活状況で「授業の理解度」が収入によって差が見られることは理解できるが、それによって自分の成績がどうかというのは小学5年生、中学2年生で判断するよりは、可能であれば小学6年生や中学3年生に引き上げて判断するのも良いと思うので検討いただきたい。

(事務局)

この調査については、北海道の調査と比較するため、調査対象を合わせている。調査自体は平成29年度に実施したものであるため、コロナ禍による影響については把握できていない。

(F委員)

「労働環境の状況」についてだが、仕事と子育てを両立させる上で一番大変なのは「子どもが急病の際に対応できない」という回答が圧倒的に多い。これは平成30年度のアンケート調査であるが、市で病児保育や病後児保育を実施した結果、この数値がどれだけ下がったのかを知りたい。

また、少子化対策として子どもを増やすためには、結婚して子どもを産んでほしいということもあるが、もう一つは、子どもは欲しいが一人で手一杯という家庭に二人目、三人目を増やしてもらうことも大切である。そこでネックになるのが、子どもが病気をしたときである。働きながら子どもを保育園に通わせていても子どもが病気をしたときに対応してもらえないので保護者はやっとの思いである。以前、病児保育の定員が二人というのは少ないのではないかと質問した際に、あまり利用されていないため増やせないと言われたが、とても利用しづらい。まず、利用料金が高く、病児保育を利用するにはあらかじめ登録が必要だ

がそれを知らない方も多。登録しても前日予約制なので、急に熱が出たときには利用できない。いちいち病院で診断書を書いてもらわないと利用できないなど、とても手間が掛かる。場所も旭川駅の近くに一箇所しかない。距離が遠いと結局仕事を休まなければならないため、病児保育、病後児保育は有効に利用されていないと思う。そこをもう少し改善し、保護者の負担が軽減できれば、二人目、三人目を産もうという方が増えてくれないかと思うが、市では何か検討されているか。

(事務局)

病児保育、病後児保育については、私たちも同じ問題認識を持っている。確かに、利用児童数だけを見ればそれほど需要はないように見えてしまう。大事なものは登録者がどれだけいるかであるが、子どもの数と比べて登録者があまりに少ない。事業周知の方法についても、保護者や子どもたちが集まる機会に周知するなど、そういった努力は、まだまだできる余地があると思う。また、この事業の位置付けについてだが、先ほど報告した「こども未来戦略方針」においても「こども誰でも通園制度（仮称）」の創設の中で病児保育の充実について触れられている。そういった意味では国においても意識している印象を持っている。今後、国の補助制度も効果的に使いながら、少なくとも現状維持という考えには立たずに問題認識を持って検討していきたい。

(C委員)

自分の子どもは4歳だが病後児保育は利用せず、こども緊急さぼねっとを利用している。恐らくこども緊急さぼねっとを利用できることを知らない方が多いと思うので、周知する必要があると思う。確かに、病児保育や病後児保育はとても利用しづらく面倒だが、こども緊急さぼねっとはかなり利用しやす。最近、新型コロナウイルス感染症になった場合は、利用を断られることが多いが、かなり利用しやすい制度なのでもう少し広く周知していくべきだと思う。

(G委員)

旭川市から委託を受けてファミリー・サポート・センターとこども緊急さぼねっとを実施している。病児の預かりの登録は1,600世帯程度、利用は年間2,000件程度あり、病児もそうだが、緊急時の対応として子どもの預かりを実施している。病児に関しては、スタッフが200名程度いるが、きちんと講習会を行い登録をしている。パンフレットなどいろいろな所に設置しているが、周知に当たってはこれからも努力していきたい。

(A委員)

他になれば、本事項については、報告を受けたこととする。

その他、旭川市の子育て支援全体を通して聞きたいことや意見はあるか。

(E委員)

昨年度の第2回審議会でいじめ対策の検討に係る取組について、いじめを受けた側ではなくいじめをしてしまった子どもへの配慮について質問したが、その後、いじめ防止対策推進条例に目を通したところ一文が追加されていたが、追加されることになった経緯が分かれば教えていただきたい。

(事務局)

縦割りの話で申し訳ないが、いじめ防止対策推進条例については、教育委員会の所管であるため、教育委員会に確認し、委員に説明するようにしたい。

(E委員)

先日、旭川市PTA連合会の集まりがあり、その話題となったため聞きたかった。

(A委員)

他に、何かあるか。

意見等なければ、これで閉会とする。

#### 4 閉会